

■発行/ 芦屋市役所 ☎31-2121
〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

■問い合わせ
高年福祉課 ☎38-2044
介護保険担当(保険料) ☎38-2046
介護保険担当(介護認定・給付・予防) ☎38-2024



パンパスグラス (親水公園)

ご存じですか？ あなたのまちの高齢者生活支援センター（地域包括支援センター）

問い合わせ 高年福祉課 ☎38-2044

高齢者生活支援センターとは
困ったときの身近な高齢者総合相談窓口です。
高齢者に関する相談全般を受け、総合的な支援を行います。



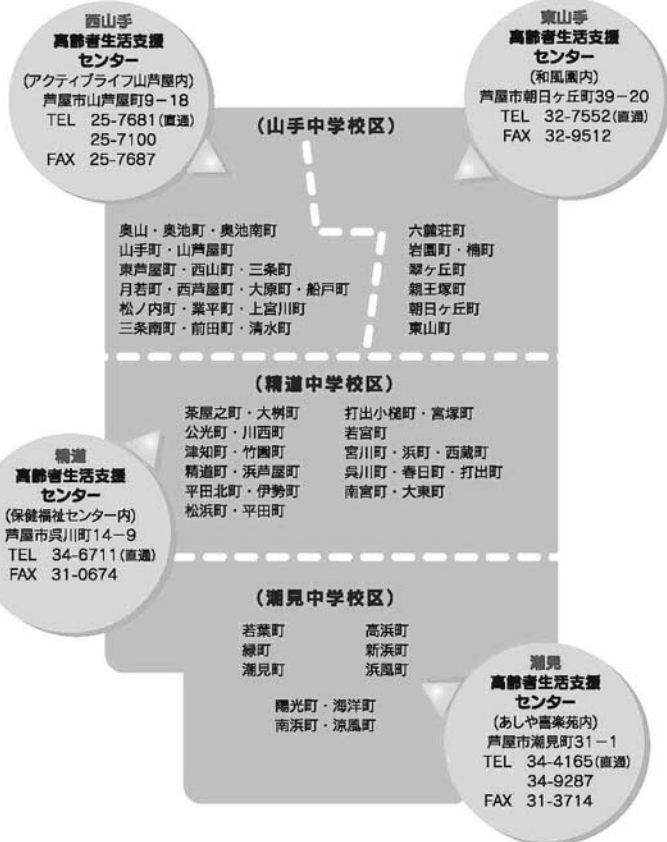
【高齢者生活支援センター】
市の委託機関で、地域の高齢者への総合的な支援を行います。
おおむね六十五歳以上のかたの総合相談窓口です。
介護支援専門員(ケアマネジャー)、社会福祉士・保健師等の専門職が、気軽に相談に応じます。
必要に応じて、自宅に訪問します。
担当地区のセンター(左図)へご相談ください。相談無料・秘密厳守

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるように、介護や健康・福祉などの生活に関する身近な総合相談窓口として、市内四カ所に「高齢者生活支援センター」を設置(左図)し、それぞれの担当地区において、ご本人やご家族等からの相談に応じています。
介護保険のサービスを利用した支援や介護を受けた際には、まず高齢者生活支援センターへご相談ください。

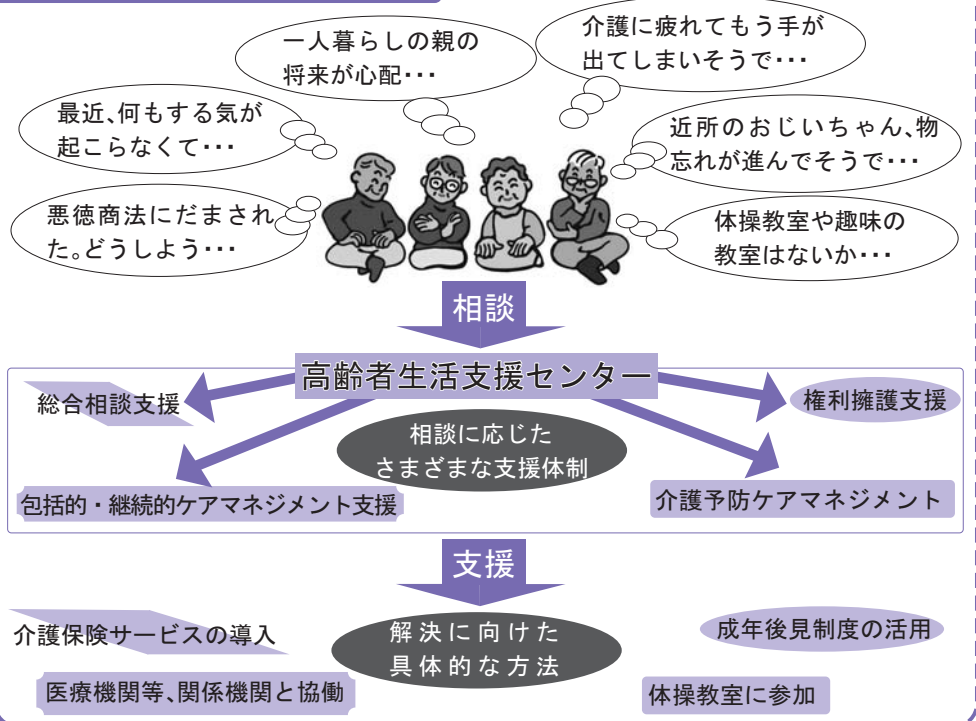
困ったときの、身近な「高齢者総合相談窓口」

高齢者生活支援センターの場所と連絡先

～お近くのセンターへお気軽にご相談ください～



どんな相談ができるの？



介護マーク

～みなさんのご理解とご協力をお願いします～

「介護マーク」は介護中であることを周囲に理解していただくためのものです。

外出先でのトイレ介助や電車やバスの乗り降りなどで、介護を要することが外見ではわかりにくいのかたの介護を行っているときに使用します。要介護者や介護者が、地域で見守られる、やさしい社会を目指します。

《配布場所》下記窓口 お渡しする際に、氏名・住所・電話番号を登録していただきます。不要になった場合は、窓口へ返還してください。

問い合わせ 高年福祉課介護保険担当 ☎38-2024



在宅高齢者のご家庭に民生委員がお伺いします

市では、市内に在住の65歳以上のかたで日常何らかの支援が必要なかたや災害時に何らかの支援が必要なかたのご家庭に、地域を担当する民生委員が伺い、ご本人の状態を把握する事業を行っています。

把握した内容はご本人の同意により「在宅高齢者・要援護台帳」に記入し、緊急時や災害時に活用できるよう各関係機関に保有されます。単身高齢者・高齢者世帯のかたで災害時等に援護を必要とするかたの把握をさせていただくため、民生委員がご家庭を訪問しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

問い合わせ 高年福祉課 ☎38-2044